電気事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第二章の二　［略］	第一章～第二章の二　［略］
第三章　電気工作物	第三章　［同上］
第一節　［略］	第一節　［略］
第二節　事業用電気工作物	第二節　［同上］
第一款　［略］	第一款　［略］
第二款　自主的な保安（第五十条―第六十一条）	第二款　自主的な保安（第五十条―第五十六条の三）
第二款の二～第四款　［略］	第二款の二～第四款　［略］
第三節　［略］	第三節　［略］
第三章の二　［略］	第三章の二　［略］
第四章　登録適合性確認機関、登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関	第四章　登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関
第一節　登録適合性確認機関（第百五条―第百十五条）	［新設］
第二節　登録安全管理審査機関（第百十六条―第百十八条の二）	第一節　登録安全管理審査機関（第百五条―第百十八条の二）
第三節・第四節　［略］	第二節・第三節　［略］
第五章・第六章　［略］	第五章・第六章　［略］
附則	附則
（一般用電気工作物の範囲）	（一般用電気工作物の範囲）
第四十八条　法第三十八条第一項ただし書の経済産業省令で定める電圧は、六百ボルトとする。	**第四十八条**　法第三十八条第一項の経済産業省令で定める電圧は、六百ボルトとする。
2　法第三十八条第一項ただし書の経済産業省令で定める発電用の電気工作物は、次のとおりとする。ただし、次の各号に定める設備であって、同一の構内に設置する次の各号に定める他の設備と電気的に接続され、それらの設備の出力の合計が五十キロワット以上となるものを除く。	2　法第三十八条第一項の経済産業省令で定める発電用の電気工作物は、次のとおりとする。ただし、次の各号に定める設備であって、同一の構内に設置する次の各号に定める他の設備と電気的に接続され、それらの設備の出力の合計が五十キロワット以上となるものを除く。
一～六　［略］	一～六　［略］
3　法第三十八条第一項ただし書の経済産業省令で定める場所は、次のとおりとする。	3　法第三十八条第一項の経済産業省令で定める場所は、次のとおりとする。
一・二　［略］	一・二　［略］
4　法第三十八条第一項第二号イの経済産業省令で定める出力は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める出力とする。	4　法第三十八条第一項第一号の経済産業省令で定める電圧は、六百ボルトとする。
一　太陽電池発電設備　十キロワット（二以上の太陽電池発電設備を同一構内に、かつ、電気的に接続して設置する場合にあっては、当該太陽電池発電設備の出力の合計が十キロワット）	
二　風力発電設備　零キロワット	
三　第二項第三号イ又はロに該当する水力発電設備　二十キロワット	
四　内燃力を原動力とする火力発電設備　十キロワット	